別表第１備考11(4)「449」の項の次に次のように加える。

「450」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容質量（液体の基礎原料）	内装容器当たりの許容容量（液体の活性剤）	内装容器当たりの許容質量（固体の活性剤）	包装物当たりの許容質量	外装容器
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500ｇ	5 kg	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，３Ａ１，３Ａ２，３Ｂ１，３Ｂ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ
	金属製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500ｇ		
基礎原料（等級が２の可燃性物質）	ガラス製又は陶製容器	1 kg	—	—		
	プラスチック製容器	5 kg	—	—		
	金属製容器	5 kg	—	—		
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500ｇ	10kg	
	金属製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500ｇ		
基礎原料（等級が３の可燃性物質）	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	—	—		
	プラスチック製容器	10kg	—	—		
	金属製容器	10kg	—	—		

(注)１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）各包装物の総重量は容量と質量の比を１対１（１ℓは１kg）として換算すること。

「Ｙ450」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						
	内装容器	内装容器当たりの許容質量（液体の基礎原料）	内装容器当たりの許容容量（液体の活性剤）	内装容器当たりの許容質量（固体の活性剤）	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100ｇ	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	金属製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100ｇ			
基礎原料（等級が２の可燃性物質）	ガラス製又は陶製容器	1 kg	—	—			
	プラスチック製容器	1 kg	—	—			
	金属製容器	1 kg	—	—			
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100ｇ	5 kg		
	金属製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100ｇ			
基礎原料（等級が３の可燃性物質）	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	—	—			
	プラスチック製容器	5 kg	—	—			
	金属製容器	5 kg	—	—			

(注)１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板、又はプラスチック製に限ること。

５）各包装物の総重量は容量と質量の比を１対１（１ℓは１kg）として換算すること。

別表第１備考11(5)「451」の項の次に次のように加える。

６）国連番号が3474に該当するものは金属製容器を使用してはならない。なお、金属製容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。